

安城市災害支援等制度一覧表

(令和3年4月1日現在)

項 目	支 援 内 容	支 援 理 由	担 当 課
市県民税	被害の状況に応じて市長が定める額を免除	震災・風水害・火災等	市民税課 (Tel71-2214)
固定資産税 都市計画税	〃	〃	資産税課 (Tel71-2215)
介護保険料	損害の程度により8分の1から全額を免除(所得要件あり)	震災・風水害・火災等により住宅、家財等に損害を受けた方(保険金等により補填される金額は除く)	高齢福祉課 (Tel71-2226)
国民健康保険税	〃	〃	国保年金課 (Tel71-2230, 71-2232)
後期高齢者 医療保険料	損害の程度により月割保険料の2分の1又は全額を免除	震災・風水害・火災等	
年金保険料	国民年金保険料の免除	〃	国保年金課(Tel71-2231) (詳細は年金事務所へ)
児童扶養手当	手当の支給停止者への全額支給	〃	子育て支援課 (Tel71-2229)
特別児童扶養 手当	〃	〃	障害福祉課 (Tel71-2225)
特別障害者手当等	所得制限を一定期間は適用外とする	〃	
心身障害者扶養 共済制度	掛金の3割を免除	災害により加入者及び同居者の所得の合算額が著しく減少した場合	
水道料金	基本料金を除いた水量料金を免除	床上浸水	水道業務課 (Tel71-2249)
下水道使用料	基本使用料を除いた従量使用料を免除	〃	下水道課 (Tel71-2247)
会議室使用料	日時の変更・全額払い戻し	暴風・大雨・洪水・大雪警報の発令等	市民会館・公民館等 (Tel75-1151, 76-1515 他)
会議室使用料	〃	〃	福祉センター・社会福祉会館 (Tel77-7888 他, 77-2941)
体育施設使用料	〃	〃	スポーツ課 (Tel75-3535)
市営住宅家賃	2分の1～全額を免除	床上浸水等	建築課 (Tel71-2240)
市営住宅 目的外使用	避難用に一時的応急施設としての市営住宅の使用(無料)	自然災害・住宅火災により住宅に住居できない場合	
災害弔慰金の 支給	生計維持者の死亡 500万円 その他の者の死亡 250万円	震災・風水害等	社会福祉課 (Tel71-2224)
災害障害見舞金の 支給	災害による負傷等で重度の障害が残った場合 生計維持者 250万円 その他の者 125万円	震災・風水害等	
災害援護資金の 貸付け	災害により世帯主が負傷した場合や住居・家財に損害を受けた場合 最高 350万円	震災・風水害等	
災害見舞金の 支給	死亡 10万円 負傷 1万5千円～3万円 住居等の被害 1万円～10万円 住居の床上浸水 1万円～2万円	震災・風水害・火災等	
被災者生活再建 支援金の支給	住宅に全壊等の被害を受けた場合 最高 300万円	震災・風水害等	

項 目	支 援 内 容	支 援 理 由	担 当 課
ごみ処理手数料	全額を免除（処理困難物及び事業用を除く）	〃	ごみゼロ推進課 （清掃事業所・環境クリーンセンター） （Tel76-3053）
し尿くみ取り料	全額を免除（事業用を除く）	〃	
せん定枝等処理手数料	全額を免除（農家以外の事業用を除く）	震災・風水害	
図書館資料	図書館資料損害賠償の免除	震災・風水害・火災等	アンフォーレ課 （Tel76-6111）
保育園保育料	全額又は一部を免除	〃	保育課 （Tel71-2228）
こども園保育料	全額又は一部を免除	〃	
児童クラブ育成料	全額又は一部を免除	〃	子育て支援課 （Tel72-2319）
災害復旧資金 （愛知県融資制度）	中小企業者等の災害復旧に必要な事業上の設備資金等の貸出（但し、災害救助法が適用された場合に限る）	大雨災害等	商工課（Tel71-2235） （申込先は市内金融機関）
災害救護品	緊急セット（歯ブラシ・タオル・ラジオなど）・毛布など（日本赤十字社から援助）、布団（安城善意銀行から援助）	震災・風水害・火災等	社会福祉協議会 （Tel77-2941）

※ 被害の程度等により対象とならない場合や、支援を受けるために罹災証明書等が必要な場合があります。

詳しくは各担当課までお問い合わせください。